(別記1)変更事項

計画本体

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
- 3 構造改革特別区域の範囲
- 4 構造改革特別区域の特性
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

別紙

4 特定事業の内容

(別記2)変更事項の内容

計画本体

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
 - ・「高岡市、新湊市及び魚津市」を追加。

下線部が変更した部分

変 更 前	变 更 後
1 構造改革特別区域計画の作成主体	1 構造改革特別区域計画の作成主体
の名称	の名称
富山県、富山市、滑川市及び砺波市	富山県、富山市 <u>、高岡市、新湊市、</u>
並びに富山県上新川郡大山町及び東砺	<u>魚津市</u> 、滑川市及び砺波市並びに富山
波郡福野町	県上新川郡大山町及び東砺波郡福野町

3 構造改革特別区域の範囲

・「高岡市、新湊市及び魚津市の全域」を追加。

变 更 前	变 更 後
3 構造改革特別区域の範囲	3 構造改革特別区域の範囲
富山市、滑川市及び砺波市並びに富 山県上新川郡大山町及び東砺波郡福野 町の全域	富山市 <u>、高岡市、新湊市、魚津市</u> 、 滑川市及び砺波市並びに富山県上新川 郡大山町及び東砺波郡福野町の全域

4 構造改革特別区域の特性

・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い、記述を変更。

变 更 前

4 構造改革特別区域の特性

(1)富山県の特性

富山県には、(略)この特定事業の実施に意欲的な事業所が存在する富山圏域の2市1町及び砺波圏域の1市1町を構造改革特別区域とし、当計画の成果を踏まえながら、県内全域で、順次当該規制の特例措置の導入を図っていくこととする。

(2)構造改革特別区域の範囲である 3市2町の特性

富山市には、身体障害者、知的障害者、障害児の指定デイサービス事業所が、それぞれ1事業所ずつしか設置されておらず、富山市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

また、滑川市、砺波市、大山町、福野町には、身体障害者、知的障害者、 障害児の指定デイサービス事業所は設置されておらず、これらの市町内の障害者や障害児のニーズに対応できない 状況である。

こうしたことから、3市2町において、当該規制の特例措置の適用を図っていく必要がある。

4 構造改革特別区域の特性

(1)富山県の特性

変

富山県には、(略)この特定事業の実施に意欲的な事業所が存在する新川圏域の1市、富山圏域の2市1町、高岡圏域の2市及び砺波圏域の1市1町を構造改革特別区域とし、当計画の成果を踏まえながら、県内全域で、順次当該規制の特例措置の導入を図っていくこととする。

更

後

<u>(2)構造改革特別区域の範囲である</u> <u>6市2町の特性</u>

富山市には、身体障害者、知的障害者、障害児の指定デイサービス事業所が、それぞれ1事業所ずつしか設置されておらず、富山市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

高岡市には、身体障害者指定デイサービス事業所が2事業所、障害児指定デイサービス事業所が1事業所しか設置されておらず、高岡市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

また、魚津市には、身体障害者デイサービス事業所が1事業所設置されているだけで、知的障害者、障害児のデイサービス事業所は設置されおらず、魚津市内の障害者や障害児のニーズに対応しきれていない状況にある。

さらには、新湊市、滑川市、砺波市、 大山町、福野町には、身体障害者、知 的障害者、障害児の指定デイサービス 事業所は設置されておらず、これら の市町内の障害者や障害児のニーズに 対応できない状況である。

こうしたことから、<u>6市2町</u>において、当該規制の特例措置の適用を図っていく必要がある。

構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 ・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い、記述を変更。

> 変 更 前 変 更 後

- 構造改革特別区域計画の実施が構 造改革特別区域に及ぼす経済的社会的 効果
- (3)計画区域内でのサービス供給量 の増大

当初から、この特例措置の適用を受 けることを想定している事業所におい ては、現在のところ、各1~5名程度、 全体として約25名程度の知的障害 者や障害児の受入れを予定している。

また、中長期的には、計画区域の指 定通所介護事業所(平成15年9月末 | 定通所介護事業所(平成15年12月 現在 62事業所)の約半数の事業所 が2名程度(全体として約60名)を | 業所が2名程度(全体として<u>約100</u> 受け入れることを目指して、市町村等 | と調整していくこととしている。

- 7 構造改革特別区域計画の実施が構 造改革特別区域に及ぼす経済的社会的 効果
- (3)計画区域内でのサービス供給量 の増大

当初から、この特例措置の適用を受 けることを想定している事業所におい ては、現在のところ、各1~5名程度、 全体として約30名程度の知的障害者 や障害児の受入れを予定している。

また、中長期的には、計画区域の指 末現在 100事業所)の約半数の事 名)を受け入れることを目指して、市 町村等と調整していくこととしてい る。

別紙

- 特定事業の内容
 - ・構造改革特別区域の範囲の変更に伴い、当初から本特例措置の適用を受ける ことを想定している事業所の概要の記述を変更。

変 更 前	変 更 後
4 特定事業の内容	4 特定事業の内容
(1)当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要	(1)当初から本特例措置の適用を受 けることを想定している事業所の概要
(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所 特定非営利活動法人 デイサー ビスこのゆびとーまれ (略)	(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所 特定非営利活動法人 デイサー ビスこのゆびとーまれ (略)
	<u>(ア)事業者の法人種別及び名称並</u> <u>びに住所</u> <u>有限会社 生活りはびりホーム</u>

高岡市戸出春日626

<u>(イ)デイサービス事業所の名称及</u> び住所

> 地域交流センター春日の家 高岡市戸出春日626

(ウ)指定通所介護事業所、身体障 害者デイサービス事業所、知的障 害者デイサービス事業所の別 指定通所介護事業所

<u>知の障害者及び障害児の受け入</u>

<u>(ア)事業者の法人種別及び名称並</u> びに住所

れ準備を進める。

<u>特定非営利活動法人 いちにの</u> <u>さんぽデイサービス</u> <u>新湊市本江 2 2 7 5</u>

<u>(イ)デイサービス事業所の名称及</u> び住所

> <u>いちにのさんぽデイサービス</u> 新湊市本江2275

(ウ)指定通所介護事業所、身体障 害者デイサービス事業所、知的障 害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

<u>知的障害者及び障害児の受け入</u> れ準備を進める。

<u>(ア)事業者の法人種別及び名称並</u> <u>びに住所</u>

魚津市

魚津市本町1-4-32

<u>(イ)デイサービス事業所の名称及</u> び住所

> <u>魚津市身体障害者デイサービス</u> センター

<u> 魚津市本町1-4-32</u>

(ウ)指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別身体障害者デイサービス事業所 原害児の受け入れ準備を進める。

(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所 __(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所 社会福祉法人 福梅会 (略)

(略)

(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所 社会福祉法人 清寿会

(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所

有限会社 高野在宅介護支援開発 (略)

(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所

社会福祉法人 砺波福祉会 (略)

(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所

> 社会福祉法人 砺波福祉会 (略)

(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所

株式会社 ニチイ学館 (略)

(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所

特定非営利活動法人 おらとこ (略) 社会福祉法人 福梅会 (略)

__(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所 社会福祉法人 清寿会 (略)

__(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所 有限会社 高野在宅介護支援開発

(略)

__(ア)事業者の法人種別及び名称並 びに住所 社会福祉法人 砺波福祉会 (略)

__(ア)事業者の法人種別及び名称並びに住所 社会福祉法人 砺波福祉会 (略)

(ア)事業者の法人種別及び名称並びに住所株式会社 ニチイ学館(略)

__(ア)事業者の法人種別及び名称並びに住所 特定非営利活動法人 おらとこ (略)